

*mobiling*

第35期報告書

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(会社法第437条に基づく提供書類)

## 第35期事業報告 (平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 事業の経過及び成果

##### ① 全般的概況

当事業年度の我が国経済は、企業収益が好調に推移し、設備投資も引き続き増加するなど、緩やかながら回復基調が継続しました。

移動通信市場では、携帯電話の普及率の上昇などから取替需要が中心となり、契約純増数の減少が続いておりましたが、当事業年度においては平成18年10月に開始されたMNP（携帯電話の番号ポータビリティ）や、高機能な新型端末の投入などの効果により、純増数が前年度比2.7%増の493万件となるなど、取替需要に加え新規加入需要も堅調に推移しました。

この結果、当事業年度末の累計加入数は前年度末比5.4%増の9,672万件となり、そのうち第三世代移動通信サービス対応端末が前年度末比44.7%増の6,991万件（総加入数の72%）に達するなど、高速大容量の第三世代移動通信サービスへの転換が急速に進みました。特に、当社の販売事業の主力であるNTTドコモの端末市場では、第三世代移動通信サービス対応のFOMA（Freedom of Mobile Multimedia Access）端末の契約数が、3,553万件（前年度末比51.4%増）となり、NTTドコモ契約者の68%まで拡大しました。

このような事業環境のもと、当社はMNPによる市場変化に対応し、FOMA端末など高機能端末への取替需要の積極的取り込みや、販売チャネルの拡充に注力するとともに、事業効率の改善に努めました。

なお当社は、携帯電話に関連する販売、修理及びソリューション事業に集中することで中長期的な事業収益の向上を図るため、平成18年4月1日付でモバイルソフトウェア開発事業を日本電気通信システム(株)へ譲渡いたしました。

この結果、当事業年度の売上高は、主にモバイルセールス事業における売上高の増加や、モバイルインテグレーション&サポート事業における事業者向け基地局整備関連売上高の増加が、モバイルソフトウェア事業の譲渡に伴う減収を補い、1,302億53百万円（前年度比2.1%増）となりました。また利益については、売上高の増加に加え、業務プロセス改善の推進などにより、営業利益は56億5百万円（同33.8%増）、経常利益は56億41百万円（同38.3%増）、当期純利益については32億22百万円（同52.2%増）となりました。

## ②部門別概況

### モバイルセールス事業

当事業年度においては、ワンセグ放送の開始やMNPの導入に伴い、音楽再生、電子マネー、ワンセグ受信などに対応した高機能端末ラインアップが拡充され、取替えを中心とした需要が拡大しました。このような状況のもと、FOMA端末の拡販や販売チャネルの拡充などに注力し、ショップでの生産性向上など事業効率の改善に努めました。また、MNPにより喚起された需要を取り込むために、既存店舗の整備・拡充を行うとともに、顧客にとってのモバイル価値を提案する新事業に積極的に取り組みました。

この結果、当事業年度の売上高は、1,047億62百万円（前年度比12.5%増）となりました。営業利益については、販売チャネルの拡大や新規出店・改装など積極的な販売投資を行うとともに、プロセス改善の推進など事業効率の改善に努めたことから、22億30百万円（同3.3%増）となりました。

### モバイルインテグレーション&サポート事業

当事業年度においては、携帯端末の修理台数が低下したことから保守売上が減少いたしましたが、事業者による携帯電話の通話品質改善に向けた基地局整備関連需要の増加などにより、売上高は254億91百万円（前年度比2.7%増）となりました。また、営業利益については、売上の増加に加え、業務プロセス改善、生産革新の強化などに努めた結果、33億75百万円（同76.5%増）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度においては、経営効率化などを目的とした情報システム投資、モバイルセールス事業における店舗の移転、改装及びソリューション事業用ソフトウェア投資など、15億53百万円の設備投資を行いました。

## (3) 資金調達の状況

当事業年度において、資金調達は行っておりません。

#### (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、平成18年4月1日付でモバイルソフトウェア開発事業を日本電気通信システム(株)に譲渡いたしました。

#### (5) 対処すべき課題

現在、移動通信市場は、新規通信事業者の参入による競争促進、FMC（Fixed Mobile Convergence：固定網と移動網の融合）サービスなどによる環境変化、キャリア間のユーザー獲得に向けた激しい競争など、新たな変革期を迎えております。加入者の飽和状況もあり、競争条件は厳しさが続くものの、これらの変化の波により、多くの新しい市場や事業機会が生まれてくるものと考えています。

当社は機種変更需要を中心に今後も堅調な推移が予想されるショップでの携帯電話販売や端末保守事業で着実な事業運営を図るとともに、特に大きな発展が期待されるFMCサービス関連の市場開拓を行ってまいります。また、移動通信関連の深い知見やノウハウ、技術力などのリソースをさらに研鑽し、モバイルインターネット社会の発展の中で、顧客に対するさまざまなモバイル価値の提供を行う事業を開拓してまいります。

そのために顧客にとってのモバイル価値を理解し、最適なモバイル環境の活用を提案するコンサルティング能力の強化、FMCに伴う新しい事業機会の発掘や事業化を遂行する能力、またこれらの新規事業を推進支援するインキュベーション能力が最重要課題となっております。この課題に向け、当社の保有するリソース、特に全国展開している販売リソースを有効活用する仕組み作りを推進するとともに、人材の育成にも注力してまいります。

併せて当社の発展をより確実なものとするため、これまでも重点事業へのリソース再配分などの事業構造改革を進めてまいりましたが、今後も全社で業務プロセス改革活動を推進するなど、経営改善活動を強化してまいります。

## (6) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第32期 (平成15年度)	第33期 (平成16年度)	第34期 (平成17年度)	第35期 (平成18年度) (当期)
売 上 高 (百万円)		149,940	140,195	127,590	130,253
経 常 利 益 (百万円)		5,944	3,855	4,078	5,641
当 期 純 利 益 (百万円)		3,295	2,105	2,117	3,222
1株当たり当期純利益 (円)		226.81	144.88	145.71	221.76
総 資 産 (百万円)		52,685	50,715	56,465	61,832
純 資 産 (百万円)		21,072	22,558	23,994	26,573

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて算出しております。

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社との関係

当社の親会社は、日本電気(株)であり、同社は当社の株式を7,410千株（議決権比率51.00%）保有しております。なお、当社は同社へ移動通信関係のシステム、機器、サービスなどを提供しております。

### ②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

## (8) 主要な事業内容 (平成19年3月31日現在)

当社は、移動通信全般に係る事業活動を行っておりその内容を大別すると、①携帯電話に代表される移動通信端末の販売、移動通信を活用したモバイルソリューションの提供を行うモバイルセールス事業、②基地局据付工事・現地調整サービスの提供、移動通信端末・装置の保守サービスの提供、移動通信システムの開発・製造・販売を行うモバイルインテグレーション&サポート事業の二つとなります。

その主要な製品及びサービスの内容は次のとおりであります。

部 門	主要製品・サービス	売上高構成比
モバイルセールス事業	携帯電話の販売、加入者の獲得、修理などの受付や利用代金の受取など加入者の維持に係る業務、モバイルソリューションの提案、販売	80.4%
モバイルインテグレーション&サポート事業	移動通信システムに係るシステムエンジニアリング（システム設計、基地局選定、電波伝搬試験、据付工事、現地試験、システム最適化、システム運用、修理・保守サービスなど）、移動通信端末の修理及び保守部品の販売、公共公益無線、防災行政無線、鉄道各社の列車無線などの移動通信システムの開発・製造・販売	19.6%

(9) 主要な営業所及び店舗（平成19年3月31日現在）

① 営業所

名 称	所 在 地
本 社	神 奈 川 県 横 浜 市
北 海 道 支 店	北 海 道 札 幌 市
東 北 支 店	宮 城 県 仙 台 市
東 京 支 店	東 京 都 港 区
中 部 支 店	愛 知 県 名 古 屋 市
北 陸 支 店	石 川 県 金 沢 市
大 阪 事 業 所	大 阪 府 大 阪 市
中 国 支 店	広 島 県 広 島 市
四 国 支 店	香 川 県 高 松 市
九 州 支 店	福 岡 県 福 岡 市

## ② 店舗

地 区	区	主 要 な 店 舗
北海道地区	北海道	南大通店、篠路店
東北地区	岩手県	盛岡本宮店、一関店
	宮城県	仙台広瀬通り店
	福島県	郡山うねめ通り店
関東・甲信越地区	茨城県	石岡店
	千葉県	松戸店
	埼玉県	大宮店、熊谷店、本庄店
	東京都	西日暮里店、八重洲店、秋葉原昭和通り店、池袋西口店、田町店、二子玉川店、蒲田店、国分寺店、福生店、町田店、目黒駅前店、中野サンモール店、恵比寿店
	神奈川県	新横浜駅前店、二俣川店、藤沢店、平塚店
	山梨県	東山梨店
	長野県	松本インター渚店
中部地区	静岡県	沼津マリン店、沼津仲見世店、焼津南店
	愛知県	緑店、千代田橋店、豊田西店
	三重県	ミルキー大台店
北陸地区	石川県	県庁前店
	富山県	富山山室店
関西地区	京都府	京都駅前店
	大阪府	茨木店、池田店、天王寺店、和泉府中店、鶴見安田店
	兵庫県	西宮店、甲南店、西昆陽店

地 区	主 要 な 店 舗
中 国 地 区	岡 山 県 岡山南店、津山インター店
	鳥 取 県 鳥取湖山店
	広 島 県 紙屋町店
	山 口 県 南岩国店
四 国 地 区	香 川 県 太田店
	愛 媛 県 マドンナ店
	徳 島 県 ロックタウン北島店
九 州 ・ 沖 縄 地 区	福 岡 県 小倉魚町店、天神南店、伊都店
	大 分 県 へつぎ店
	宮 崎 県 都城東店
	鹿 児 島 県 鹿屋バイパス店
	沖 縄 県 小禄店、豊見城店、おもろまち店

(10) 使用人の状況 (平成19年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増(減)	平均年齢	平均勤続年数
1,121名	(48)名	39.7歳	13.5年

(注) 1. 上記使用人数には受入出向者(77名)を含み、出向者(41名)を含んでおりません。

2. 上記のほか派遣社員1,302名、アルバイト408名がおります。

(11) 主要な借入先の状況 (平成19年3月31日現在)

該当事項はありません。

(12) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、平成18年7月1日をもって、本社を神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目4番18号に移転しました。



## 2. 株式の状況 (平成19年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 48,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 14,529,400株  
 (3) 株主数 9,076名  
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	出資比率 (%)
日 本 電 気 株 式 会 社	7,410	51.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	708	4.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	698	4.81
ステート ストリート バンク アンド トラスト クライアント オムニバス アカウント オーエムゼロツ	300	2.06
N E C モ バ イ リ ン グ 従 業 員 持 株 会	234	1.61
シティバンク ロンドン エス エイ スティチング シェル ペンションファンド	131	0.91
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	122	0.84
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	117	0.81
モルガン・スタンレーアンドカンパニーインク	107	0.74
ドイチェ バンク アーゲー ロンドン ビービー ノトリティ クライアンツ 613	76	0.53

- (注) 1. 株式数は、いずれも千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 出資比率は自己株式 (16株) を控除して計算しております。

### 3. 会社役員の様況

#### (1) 取締役及び監査役の様況 (平成19年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職状況並びに他の法人等の代表状況
代表取締役社長	松 尾 義 武	執行役員社長
取 締 役	遠 藤 信 博	日本電気(株)執行役員兼モバイルネットワーク事業本部長 Telecom MODUS Limited代表取締役社長
取 締 役	木 村 裕 一	日本電気(株)モバイルターミナル企画本部長
取 締 役	樋 山 孝	執行役員常務 モバイルセールス事業担当 販売事業本部長
取 締 役	川 村 廣 樹	執行役員 企画部関係担当 経理部関係担当 資材調達部関係担当
取 締 役	折 笠 裕 己	執行役員 モバイルインテグレーション& サポート事業のうちカスタマサービス統括部関係担当 上海慕百霖通信有限公司董事長
常勤監査役	川 崎 齊	
常勤監査役	土 田 秀 次 郎	
監 査 役	川 島 勇	日本電気(株)経理部統括マネージャー兼経理部計画室長
監 査 役	藤 井 繁 幸	日本電気(株)モバイルターミナル企画本部経理部長

- (注) 1. 取締役遠藤信博氏及び木村裕一氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役川崎齊氏、土田秀次郎氏、川島勇氏及び藤井繁幸氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役川島勇氏及び藤井繁幸氏は、日本電気(株)において長年経理業務に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 平成19年4月1日付で次のとおり異動がありました。

会社における地位	氏 名	異動後の担当又は主な職業
取締役	樋 山 孝	執行役員常務 モバイルセールス事業担当 販売事業本部長 CSR推進部関係担当
取締役	折 笠 裕 己	執行役員 モバイルインテグレーション& サポート事業のうちカスタムサービス統括部関係担当 IT推進部関係担当 上海慕百霖通信有限公司董事長

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (2)	40百万円 (1)
監査役 (うち社外監査役)	4 (4)	26 (26)
合 計	10	66

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

## (3) 社外役員に関する事項

## ① 社外役員の重要な兼務の状況等

区分	氏名	会社名	兼務の内容
社外取締役	遠藤 信博	日本電気(株)	執行役員兼モバイルネットワーク事業本部長
		Telecom MODUS Limited 東北日本電気(株) NECワイヤレスネットワークス(株) アンテン(株) エムシーアクセス・サポート(株) 武漢烽火移動通信有限公司 長沙NEC通迅有限公司 Mobisphere Limited	代表取締役社長 社外取締役 社外取締役 社外取締役 副董事長 董事 社外取締役
社外監査役	川島 勇	日本電気(株)	経理部統括マネージャー 兼経理部計画室長 社外監査役
		NECディスプレイソリューションズ(株)	社外監査役
社外監査役	藤井 繁幸	日本電気(株)	モバイルターミナル企画 本部経理部長 社外監査役
		埼玉日本電気(株) アドコアテック(株)	社外監査役 社外監査役

(注) 日本電気(株)は当社の親会社であり、当社との間で、移動通信関係のシステム、機器、サービスに関する取引を行っております。

## ② 社外役員の当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	遠 藤 信 博	平成18年6月23日就任以降に開催された取締役会13回のうち9回に出席し、業務経験に基づき、主に事業リスクの観点から適宜発言を行っております。
社外取締役	木 村 裕 一	平成18年6月23日就任以降に開催された取締役会13回のうち10回に出席し、業務経験に基づき、主に事業リスクの観点から適宜発言を行っております。
社外監査役	川 崎 齊	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に、また、監査役会6回すべてに出席し、主にリスク管理の観点から適宜発言を行っております。
社外監査役	土 田 秀 次 郎	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に、また、監査役会6回すべてに出席し、主にリスク管理の観点から適宜発言を行っております。
社外監査役	川 島 勇	平成18年6月23日就任以降に開催された取締役会13回のうち9回に、また監査役会5回のうち4回に出席し、財務及び会計の知識、経験に基づく見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	藤 井 繁 幸	平成18年6月23日就任以降に開催された取締役会13回のうち10回に、また監査役会5回すべてに出席し、財務及び会計の知識、経験に基づく見地から適宜発言を行っております。

## 4. 会計監査人の状況

(1) 名 称 新日本監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 46百万円

(注) 上記の金額は、全て公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額であります。なお、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、監査役会と綿密な連携をとり、会計監査人の法令遵守状況、独立性、審査体制、職務執行状況、継続監査年数及び当社が属する企業集団の方針等を全般的に勘案して、再任もしくは不再任又は解任の決定を行う方針です。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の経営理念である、「モバイル・マルチメディアをとおして、世界の人々が、いつでも、どこでも相互に理解を深め、個性を十分に発揮し合う活き活きした社会の実現に貢献する」ため、当社は、「NECモバイリング行動規範」を当社の取締役及び従業員に周知徹底し、企業倫理と遵法精神の推進と定着をはかる。
- ② 当社は、コンプライアンス委員会を設置し、法令、社内規程及び企業倫理の遵守（以下「コンプライアンス」という）に関する基本方針を立案し、コンプライアンス体制を推進する。
- ③ 当社は、コンプライアンス推進室及び社内外に窓口を設けた内部通報制度「NECモバイリングヘルプライン」を設置してコンプライアンス体制を推進するとともに、監査部等による定期的な内部監査活動を通じて、コンプライアンス体制の見直しを行う。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役の職務の執行に係る重要な意思決定や報告に係る文書の作成、保存期間及び廃棄に関して、法令に定めがあるものは法令に従い適正に管理するとともに、法令に定めのないものについては、管理部門、管理方法、保管期間及び廃棄方法等を定めた文書管理規程等に基づき管理する。
- ② 当社は、情報セキュリティ方針に掲げた理念を実現するため、情報セキュリティ基本規程に基づき、情報セキュリティ体制を確立する。
- ③ 当社は、個人情報保護方針及び個人情報保護規程等により確立した個人情報保護体制により個人情報を適切に管理する。
- ④ 当社は、企業秘密管理規程に基づき、企業秘密を適切に管理する。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、経営危機管理基本規程に基づき、リスクごとにそれぞれ担当部署及び担当執行役員を定めて、規程、ガイドライン、研修及び定期的な監査等を通じてリスク管理を行い、その管理状況について担当執行役員から定期的に取り締役会で報告する。
- ② 経営判断に関するリスクについては、必要に応じて弁護士、公認会計士などの外部の専門家の助言を受け、関係部門において分析及び対策を検討する。
- ③ リスク管理の観点から特に重要な案件については、経営執行会議等で十分な審議を行ったうえで、取締役会に付議する。
- ④ 会社に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合には、経営危機管理基本規程に従い直ちに対策本部を設置し、情報の収集及び対応策の検討等を行う。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、執行役員制度を導入し、取締役会において執行役員の権限と義務を定めて、意思決定のプロセスを簡素化し迅速な意思決定を行う。
- ② 当社は、承認起案処理規程に基づき従業員の職務の執行についての行使基準を定め、重要な職務執行については、執行役員で構成する経営執行会議による審議を経て、取締役会において意思決定を

行う。なお、取締役会は毎月1回定期的に開催し、必要に応じて臨時に開催する。

#### **(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社の子会社に対して、取締役等を派遣するとともに、子会社を担当する執行役員及び事業部門を通じて、子会社に適正な業務執行の指導を行う。また、子会社の重要な業務執行については当社の取締役会付議事項とし、執行状況について定期的に取締役会へ報告させるとともに、当社の監査役による監査を行う。
- ② 当社は、親会社の監査役による定期的な監査を受け入れ、当社と親会社間の取引を含む業務全般の適正性の監査を受けるとともに、親会社のコンプライアンス担当部門と情報交換を行い、コンプライアンス上の課題の共有化をはかる。
- ③ 当社監査役は、当社と親会社間の取引を含む業務全般の適正性の確保のため、監査に関して親会社の監査役と意見交換を行い、連携をはかる。
- ④ 当社は、親会社が米国企業改革法に基づき行う親会社の連結財務報告に係る内部統制の整備の一環として、当社及び当社の子会社の財務報告に係る内部統制の評価、維持、改善等を行う。

#### **(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

当社は、監査役の求めがあった場合には、監査役会及び監査役の業務を補助すべき従業員を任命する。

#### **(7) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役及び監査役会を補助する従業員の監査役補助業務は、監査役の指揮命令で行う。また、当該従業員の任命、解任、人事考課等については、事前に監査役の意見を求め、必要によっては、監査役は変更を申し入れることができる。

#### **(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 取締役及び従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく報告する。



- 1) 全社的に影響を及ぼす重要事項に関して決定した内容
  - 2) 担当部署が行う内部監査の結果
  - 3) 内部通報制度による通報の状況
  - 4) 会社の業務又は財務に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上又は財務上の問題
- ②取締役及び従業員は、次の事項を定期的に監査役に報告する。
- 1) 会社の内部統制に関わる部門の活動概要
  - 2) 会社の重要な会計方針・会計基準及びその変更
  - 3) 業績及び業績見込みの外部発表内容、重要開示書類の内容
- ③取締役は、前各項の事項を、取締役会、経営執行会議等で監査役に定期的に報告し、緊急の報告が必要な場合は直ちに報告する。
- ④監査部長は、内部監査の結果を定期的に監査役に報告する。
- ⑤コンプライアンス推進室長及び総務人事部長は、「NECモバイリング行動規範」に違反する事実があると認めた場合は、直ちに監査役に報告する。
- ⑥重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

### (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役が業務執行に対する監査を効果的に行うために、以下のことを行うことができる。
- 1) 取締役会、経営執行会議、コンプライアンス委員会その他重要な会議への出席と意見陳述
  - 2) 取締役及び従業員からの業務の執行に関する報告の聴取
  - 3) 重要な会議の議事録、稟議書その他の業務執行に関する書類の閲覧及び調査
  - 4) 重要事項に関する監査役からの取締役会への報告
- ②取締役及び従業員は、監査役からその業務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに当該事項につき報告を行う。
- ③監査役は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、監査部や法務室等に所属する従業員の補助、もしくは弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを任用することができる。

(注)「コンプライアンス推進室」は、平成19年4月1日付で「CSR推進部」に組織変更されました。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の確立と事業拡大のための内部留保の充実とともに、株主尊重・重視を重要事項と位置づけ、安定配当を旨としながら、配当性向水準も考慮にいれて決定しております。

上記の基本方針を踏まえて、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき25円とさせていただきます。すでに実施済みの中間配当金1株当たり22円50銭とあわせまして、年間配当金は1株当たり47円50銭となりました。

(会社法第437条に基づく提供書類)

第35期計算書類 (平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

貸借対照表 (平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>54,000,895</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>31,602,576</b>
現金及び預金	11,500,912	支払手形	436,720
受取手形	1,470	買掛金	15,631,880
有価証券	19,544,623	未払金	498,528
商製半製品	4,245,896	未払費用	12,486,820
原材料	1,636	未払法人税等	1,636,747
仕掛品	2,328	前受金	84,235
前払費用	242,109	預り金	827,646
繰延税金資産	422,061	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,656,022</b>
未収入金	171,152	退職給付引当金	3,434,136
関係会社預け金	1,181,000	預り保証金	221,886
その他金	10,227,202	<b>負 債 合 計</b>	<b>35,258,598</b>
倒引当金	5,000,551	<b>純 資 産 の 部</b>	
	464,823	<b>株 主 資 本</b>	<b>26,588,537</b>
	△4,000	資本金	2,370,780
<b>固 定 資 産</b>	<b>7,831,116</b>	資本剰余金	2,706,780
有形固定資産	1,303,785	資本準備金	2,706,780
建物	777,449	利益剰余金	21,511,011
構築物	176,438	利益準備金	21,420
機械及び装置	0	その他利益剰余金	21,489,591
工具器具及び備品	325,718	別途積立金	17,860,000
建設仮勘定	24,180	繰越利益剰余金	3,629,591
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,587,607</b>	<b>自 己 株 式</b>	<b>△ 34</b>
のれん	191,542	評価・換算差額等	△ 15,124
ソフトウェア	1,380,652	その他有価証券評価差額金	△ 15,124
その他	15,413	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>26,573,413</b>
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>4,939,724</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>61,832,011</b>
投資有価証券	987,321		
関係会社出資	163,607		
破産更生債権	39,305		
長期前払費用	18,997		
繰延税金資産	1,285,354		
敷金及び保証	2,178,641		
その他	303,499		
倒引当金	△ 37,000		
<b>資 産 合 計</b>	<b>61,832,011</b>		

損益計算書 (平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	130,252,775
売 上 原 価	115,912,629
売 上 総 利 益	14,340,146
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	8,734,765
営 業 利 益	5,605,381
営 業 外 収 益	153,723
受 取 利 息 及 び 配 当 金	119,631
そ の 他	34,092
営 業 外 費 用	118,218
支 払 利 息	635
そ の 他	117,583
経 常 利 益	5,640,886
特 別 利 益	311,667
営 業 譲 渡 益	311,667
特 別 損 失	319,747
減 損 損 失	257,453
営 業 譲 渡 関 連 費 用	62,294
税 引 前 当 期 純 利 益	5,632,806
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,597,000
法 人 税 等 調 整 額	△ 186,163
当 期 純 利 益	3,221,969

株主資本等変動計算書 (平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
				別途積立金	繰越利益剰余金	
平成18年3月31日残高	2,370,780	2,706,780	21,420	16,460,000	2,461,445	18,942,865
当事業年度中の変動額						
別途積立金の積立	—	—	—	1,400,000	△ 1,400,000	—
剰余金の配当	—	—	—	—	△ 653,823	△ 653,823
当期純利益	—	—	—	—	3,221,969	3,221,969
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	1,400,000	1,168,146	2,568,146
平成19年3月31日残高	2,370,780	2,706,780	21,420	17,860,000	3,629,591	21,511,011

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
平成18年3月31日残高	—	24,020,425	△ 26,173	23,994,252
当事業年度中の変動額				
別途積立金の積立	—	—	—	—
剰余金の配当	—	△ 653,823	—	△ 653,823
当期純利益	—	3,221,969	—	3,221,969
自己株式の取得	△ 34	△ 34	—	△ 34
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）	—	—	11,049	11,049
当事業年度中の変動額合計	△ 34	2,568,112	11,049	2,579,161
平成19年3月31日残高	△ 34	26,588,537	△ 15,124	26,573,413

## 個別注記表

### 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

#### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、半製品、原材料……………先入先出法による低価法

仕掛品……………個別法による原価法

#### 3. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産……………定率法

無形固定資産……………定額法

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効期間（3年）に基づく償却方法を採用し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### 4. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金……………当社は確定給付型の制度として、企業年金基金制度、規約型確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。

#### 5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

7. 当事業年度より、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づいて、計算書類を作成しております。

8. 会計方針の変更

（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準）

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

これまでの資本の部の合計に相当する金額は、純資産の部の合計と同額であります。

（企業結合に係る会計基準等）

当事業年度より、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成17年12月27日）並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日）を適用しております。

9. 表示方法の変更

（貸借対照表）

前事業年度において、「営業権」として掲記されていたものは、当事業年度から「のれん」と表示しております。

【貸借対照表に関する注記】

- |   |    |              |
|---|----|--------------|
| 1. 関係会社に対する金銭債権   | 短期 | 11,178,876千円 |
| 関係会社に対する金銭債務  | 短期 | 458,263千円    |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額   |    | 1,845,976千円  |
| 3. 「関係会社預け金」は手元資金のリスク分散及び日本電気株式会社グループの資金効率向上を図るための資金集中システムの期末残高であります。 |    |              |

【損益計算書に関する注記】

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1. 関係会社との取引高 |              |
| 売上高          | 23,076,386千円 |
| 仕入高          | 1,075,372千円  |
| その他の営業取引     | 1,202,841千円  |
| 営業取引以外の取引    | 519,287千円    |

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式数				
普通株式	14,529,400	—	—	14,529,400
合 計	14,529,400	—	—	14,529,400
自己株式				
普通株式 (注)1	—	16	—	16
合 計	—	16	—	16

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加16株は単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当金 (円)	基 準 日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	326,912	22.50	平成18年3月31日	平成18年6月23日
平成18年10月25日 取締役会	普通株式	326,912	22.50	平成18年9月30日	平成18年12月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成19年5月14日開催の取締役会決議における配当に関する事項

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	363,235千円
1株当たり配当金	25.00円
基準日	平成19年3月31日
効力発生日	平成19年6月1日
配当原資	利益剰余金

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産の発生原因は主に退職給付引当金に係る限度超過額によるものであります。



【リースにより使用する固定資産に関する注記】

1. リースにより使用する重要な固定資産  
ファイナンスリース契約により使用している重要な固定資産として、電子計算機及びその周辺機器があります。
2. 支払リース料の総額 321,001千円

【関連当事者との取引に関する注記】

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	日本電気(株)	被所有 直接 51.00%	移動通信機器 の工事・保守 の受託等	移動通信機器 の工事・保守 の受託等	23,004,820	売掛金	6,019,237
				資金の預入れ	1,000,000	関係会社 預け金	5,000,551

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会社	埼玉日本電気(株)	なし	移動通信機器 の保守用部品 等の仕入	保守用部品等 の仕入	3,714,282	買掛金	340,405

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引金額には消費税等は含まれておりませんが、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件ないし取引条件の決定方針
  - 1) 移動通信機器の工事・保守の受託については、案件毎に見積書を提出し、それに基づき交渉を行い契約額を決定しており、一般の取引条件と同様であります。
  - 2) 保守用部品等の仕入については、見積書を取得し価格交渉を行い、仕入価格を決定しております。
  - 3) 資金の預入れに関しては、市場金利を勘案し利率を決定しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額 1,828.94円
2. 1株当たり当期純利益 221.76円

## 会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成19年5月11日

NECモバイルリング株式会社  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員 公認会計士 榎 正 壽 ㊞  
業務執行社員指定社員 公認会計士 伊 藤 功 樹 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、NECモバイルリング株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

## 監査報告書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役からの監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当該事業年度の監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、職務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。また、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人の「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」については、会計監査人より「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (4) 計算書類及びその附属明細書に係る会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月14日

NECモバイリング株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	川 崎	齊	Ⓔ
常勤監査役（社外監査役）	土 田	秀次郎	Ⓔ
監 査 役（社外監査役）	川 島	勇	Ⓔ
監 査 役（社外監査役）	藤 井	繁 幸	Ⓔ

以 上

## 株主メモ

---

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月開催
基準日	定時株主総会 毎年3月31日 期末配当金 毎年3月31日 中間配当金 毎年9月30日 その他必要があるときは、あらかじめ公告して定めた日
株主名簿管理人	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番4号 住友信託銀行株式会社 証券代行部
(郵便物送付先)	〒183-8701 東京都府中市日鋼町1番10 住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	(住所変更等用紙のご請求) TEL0120-175-417 (その他のご照会) TEL0120-176-417
(ホームページ)	<a href="http://www.sumitomotrust.co.jp/STA/retail/service/daiko/index.html">http://www.sumitomotrust.co.jp/STA/ retail/service/daiko/index.html</a>
同取次所	住友信託銀行株式会社 本店及び全国各支店
公告方法	当社のホームページに掲載します。 <a href="http://www.nec-mobiling.com">http://www.nec-mobiling.com</a> 但し、事故その他やむを得ない事由によって当社のホームページによる 公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載します。
上場証券取引所	株式会社東京証券取引所